

令和6年9月30日

一般社団法人千葉県タクシー協会

## 千葉県京葉・東葛交通圏における 「自家用車活用事業」の運行開始について

千葉県京葉交通圏（浦安市、市川市、船橋市、習志野市、八千代市、及び鎌ヶ谷市）、千葉県東葛交通圏（柏市、松戸市、流山市、野田市及び我孫子市）において、令和6年8月8日に国土交通省より、金曜日及び土曜日の午後4時台から午前5時台のタクシーの不足車両数が公表され、当該両交通圏のタクシー事業者が、自家用車活用事業を令和6年10月より、準備が整い次第順次運行開始する予定となりましたのでお知らせ致します。

今後においても、タクシーが不足しやすい地域・時期・時間帯の移動の足の不足の解消という交通の課題に向け、会員事業者一丸となって取り組んで参ります。引き続きタクシーのご利用をよろしくお願い申し上げます。

### 【自家用車活用事業について】

国土交通省より道路運送法第78条第3号に基づいて創設された自家用車活用事業制度は、タクシー事業者が実施主体となり、タクシーが不足しやすい地域・時期・時間帯において、地域の自家用車や一般ドライバーによって有償で運送サービスを提供することをいいます。

ご利用について

#### ① アプリにより配車する場合

専用の配車アプリを介して予約し、出発地や目的地の入力や、事前に確定した利用料金の支払い等をアプリ上で行います。

#### ② アプリ以外で配車する場合

電話等による配車依頼時に、出発地、経由地及び目的地を伝えることにより、利用料金を事前に確定し、電子決済及び現金にてお支払いいただけます。

### 【問合せ先・担当者】

一般社団法人千葉県タクシー協会

担当者：高山・田中・竹田

Tel : 043-307-7002 Fax : 043-307-7003